

7. そ の 他

(1) 税率と納期

(令和6年4月1日現在)

税		率		納		期	
1. 市 民 税							
(1) 個 人							
・ 所得割							
一律		6/100					
・ 均等割				3,000 円			
				第 1 期 6 月 1 日～同月30日			
				第 2 期 8 月 1 日～同月31日			
				第 3 期 10月 1 日～同月31日			
				第 4 期 翌年 1 月 1 日～同月31日			
				給与特別徴収は 6 月～翌年 5 月までの12回			
				年金特別徴収は 4 月、 6 月、 8 月、10月、12月、翌 年 2 月の 6 回			
(2) 法 人							
・ 法人税割（※ 1） 8.4/100							
〔 但し、資本金の額又は出資金の額（※ 2）が 1 億円以下で 法人税額が年600万円以下の法人は6.0/100に軽減 〕							
・ 均等割							
資本金等の金額		姫路市従業者 総数		税率（年額）			
下記に掲げる法人以外の法人等				6万円			
1 千万円以下の法人		50人超		14万 4千円			
1 千万円を超え 1 億円		50人以下		15万 6千円			
以下である法人		50人超		18万円			
1 億円を超え10億円		50人以下		19万 2千円			
以下である法人		50人超		48万円			
10億円を超え50億円		50人以下		49万 2千円			
以下である法人		50人超		210万円			
50億円を超える法人		50人以下		49万 2千円			
		50人超		360万円			
				事業年度終了の日から 2 ヶ 月以内（ただし、法人税に おいて確定申告の提出期限 が延長されているときはそ の延長された期日）			
				※ 1 法人税割の税率につい て、令和元年9月末以前に開 始する事業年度では、税率 は12.1/100、〔 〕 内の場合 の税率は9.7/100となりま す。			
				※ 2 法人税割の税率につい て、平成28年 3 月31日以前 に開始する事業年度におい ては、資本金等の額を使用 します。			
2. 固定資産税							
1.4/100				第 1 期 5 月 1 日～同月31日 第 2 期 7 月 1 日～同月31日 第 3 期 9 月 1 日～同月30日 第 4 期12月 1 日～同月25日			

3. 軽自動車税			軽自動車取得時
----------	--	--	---

(2) 市税の徴収に要する経費調

(「課税状況等の調 第39表」より)

(単位:千円)

区分		年度	30	1	2	3	4	5
税収入額	①市 税		96,205,981	97,797,976	96,684,619	95,958,570	99,073,528	100,184,479
	②個人の県民税		19,164,003	19,705,386	20,132,949	19,486,905	19,945,308	20,487,704
	③合 計		115,369,984	117,503,362	116,817,568	115,445,475	119,018,836	120,672,183
徴収に要する経費	人件費	④基 本 給	443,505	440,885	431,240	432,817	431,193	425,498
		⑤諸 手 当	323,078	315,978	306,685	291,713	281,607	296,516
		(イ)超過勤務手当	77,562	69,841	66,359	54,763	52,167	63,923
		(ロ)税務特別手当	840	743	676	719	763	664
		(ハ)その他の手当	244,676	245,394	239,650	236,231	228,677	231,929
		⑥そ の 他	176,493	175,972	181,853	182,448	180,015	175,996
		⑦小 計	943,076	932,835	919,778	906,978	892,815	898,010
	需用費	⑧旅 費	848	997	1,561	1,758	1,880	1,766
		⑨賃 金	14,656	14,977	0	0	0	0
		⑩そ の 他	105,405	294,847	200,763	176,541	346,709	265,667
		⑪小 計	120,909	310,821	202,324	178,299	348,589	267,433
	⑫納 税 奨 励 金		0	0	0	0	0	0
	⑬そ の 他		349	349	349	349	342	340
	⑭合 計		1,064,334	1,244,005	1,122,451	1,085,626	1,241,746	1,165,783
	県民税徴収取扱費	⑮納税通知書を基準にした金額						
		⑯徴収額を基準にした金額						
		⑰納税義務者数を基準にした金額	736,014	745,701	755,706	762,258	764,403	767,223
		⑱⑰以外の金額 (過誤納金及び還付加算金に係るものを除く)	485	360	360	255	264	266
	⑲合 計		736,499	746,061	756,066	762,513	764,667	767,489
差 引		⑳(⑭－⑲)	327,835	497,944	366,385	323,113	477,079	398,294
税収入額に対する徴税费の割合	(A) (⑭／③) (%)		0.9	1.1	1.0	0.9	1.0	1.0
	(B) (⑳／①) (%)		0.3	0.5	0.4	0.3	0.5	0.4
税 務 職 員 数 (人)			134	131	132	131	128	129
うち会計年度任用職員等 (人)			5	5	5	5	5	5

(3) 税務機構及び職員数

(令和6年10月1日現在)

課・係等		部長	課長	課長 補佐	係長	主任	主事	主事補	事務員 他	合計	性 別	
											男性	女性
税 務 部		1								1	1	
主 税 課	税 制 担 当		1	1		1	2			5	4	1
	システム 担 当				1					1	1	
	総合窓口・軽自動車税担当			1			2	1		4	2	2
	小 計		1	2	1	1	4	1	0	10	7	3
市 民 税 課	管理・システム担当		1	1		1				3	1	2
	法人・諸税担当				1	3				4	3	1
	個人住民税第一担当			1		1	2	3		7	5	2
	個人住民税第二担当				1	1		2	1	5	4	1
	個人住民税第三担当				1	1	2	1		5	5	
	個人住民税第四担当			1		1	1	2		5	3	2
	小 計		1	3	3	8	5	8	1	29	21	8
資 産 税 課	管理・償却資産担当		1		1	3		2		7	3	4
	土地第一担当			1		4		1		6	5	1
	土地第二担当				1	5		1		7	4	3
	家屋第一担当				1	4	3	2		10	4	6
	家屋第二担当				1	1	1	4		7	4	3
	所有者担当			1			2	2		5	2	3
	小 計		1	2	4	17	6	12	0	42	22	20
納 税 課	債権整理室			1		1	3	2		7	6	1
	収納・管理担当		1		1	2	4	3		11	5	6
	徴収第一担当			1		2	1	1		5	4	1
	徴収第二担当				1	3		1		5	3	2
	徴収第三担当				1	1	1	1		4	2	2
	徴収第四担当			1		2	1	1		5	3	2
	小 計		1	3	3	11	10	9	0	37	23	14
合 計		1	4	10	11	37	25	30	1	119	74	45

※任期付短時間職員、会計年度任用職員、固定資産評価員 を除く

(4) 税務事務分掌

(令和6年10月1日現在)

部	課	担 当	分 掌 事 務
税 務 部	主 税 課	税制担当	1. 課の庶務に関すること。 2. 市税の総括に関すること。 3. 税制の調査並びに市税の統計及び企画に関すること。 4. 税務事務の指導に関すること。 5. 納税思想の普及宣伝に関すること。 6. 固定資産評価審査委員会との連絡に関すること。
		システム担当	1. 市税総合システムの調整に関すること。
		総合窓口・ 軽自動車税担当	1. 軽自動車税の賦課に関すること。 2. 市税の公簿閲覧及び証明に関すること。 3. 市税の相談に関すること。 4. 原動機付自転車の標識の交付及び返納に関すること。 5. 自動車の臨時運行許可に関すること。
	市 民 税 課	管理・システム担当	1. 課の庶務に関すること。 2. 市税総合システムの調整に関すること。
		法人・諸税担当	1. 法人市民税、事業所税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関する こと。
		個人住民税第一担当	1. 個人の市民税及び県民税並びに森林環境税の賦課に関するこ と。
		個人住民税第二担当	
		個人住民税第三担当	
		個人住民税第四担当	
	資 産 税 課	管理・償却資産担当	1. 課の庶務に関すること。 2. 償却資産の評価及び賦課に関すること。 3. 固定資産評価員に関すること。 4. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
		土地第一担当	1. 土地の評価及び賦課に関すること。
		土地第二担当	2. 特別土地保有税の賦課に関すること。

部	課	担 当	分 掌 事 務
税 務 部	資 産 税 課	家屋第一担当	1. 家屋の評価・賦課に関する事。
		家屋第二担当	
		所有者担当	1. 固定資産税及び都市計画税の納税義務者の管理に関する事。 2. 固定資産税及び都市計画税の調定に関する事。
	納 税 課	債権整理室	1. 市税、個人の県民税及び森林環境税並びにこれらに係る徴収金の滞納処分の整理及び公売に関する事。 2. 国税又は地方税の滞納処分の例により滞納処分することができる歳入に係る債権(債権を所管する機関から移管を受けたものに限る。)の徴収及び滞納処分に関する事。
		収納・管理担当	1. 課の庶務に関する事。 2. 市税、個人の県民税及び森林環境税並びにこれらに係る徴収金の収納整理に関する事。 3. 市税、個人の県民税及び森林環境税の徴収に係る嘱託並びに受託に関する事。 4. 振替納税に関する事。 5. 過誤納金等の還付に関する事。
		徴収第一担当	1. 市税、個人の県民税及び森林環境税並びにこれらに係る徴収金の納税指導及び滞納処分に関する事。
		徴収第二担当	
		徴収第三担当	
		徴収第四担当	

(5) 税務手当等

(賦課徴収手当)

- ① 市税の納税義務者の家庭又は事業所に立入って市税の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合

1 日につき 250円

- ② 市税又はこれらに係る徴収金の滞納処分のために必要な住居内等の搜索、滞納処分に係る差押物件の封印又は差押物件の引き揚げに従事した場合

1 日につき 300円